

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について（概要）

1 趣旨

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号。以下「民整法」という。）が令和5年6月14日に公布され、その一部（民整法附則第2号に掲げる規定）は、同日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

本政令案は、民整法附則第2号に掲げる規定の施行に伴い、関係政令について所要の整備等を行うものである。

2 概要

（1）公証人手数料令の一部改正

民整法による公証人法（明治41年法律第53号）の改正により公正証書の作成手続が全面的にデジタル化されることに伴い、公証人手数料令（平成5年政令第224号）について、電磁的記録による公正証書の内容の証明等に係る手数料を新たに定めるほか、いわゆる条ずれや用語の変更等も含めた所要の整備を行うとともに、上記デジタル化に伴うシステム構築等に合わせ、近時の物価上昇への対応、ひとり親家庭や身寄りのない高齢者等にとって作成のニーズが高いと考えられる一定の公正証書の作成の負担軽減を図る必要があること等の事情を踏まえ、法律行為の目的の価額が200万円を超える公正証書や典型的に公証人の負担が特に重い法律行為に係る公正証書の作成手数料の引上げ、法律行為の目的の価額が50万円以下の公正証書や養育費・死後事務委任に係る公正証書の作成手数料の引下げ等を行う。

（2）労働組合法施行令の一部改正

民整法による労働組合法（昭和24年法律第174号）の規定の改正等に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）の規定につき所要の改正を行う。

（3）港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部改正

公正証書の作成手続のデジタル化に伴い、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成18年政令第278号）の規定につき所要の改正を行う。

（4）建設機械登記令等の一部改正

公正証書の作成手続のデジタル化に伴い、各種登記の申請に係る添付情報について定める以下の政令の規定につき所要の改正を行う。

- ① 建設機械登記令（昭和29年政令第305号）
- ② 企業担保登記登録令（昭和33年政令第187号）
- ③ 不動産登記令（平成16年政令第379号）
- ④ 船舶登記令（平成17年政令第11号）
- ⑤ 農業用動産抵当登記令（平成17年政令第25号）

3 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年7月

施行：民整法附則第2号に掲げる規定の施行日（令和7年10月予定）